

二葉中学校区・舟栄中学校区内小学校地域検討会設置及び運営規程（案）

（目的及び設置）

第1条 新潟市立小中学校の適正配置基本方針に基づき、二葉中学校区・舟栄中学校区内の豊照小学校、湊小学校、栄小学校、入舟小学校の4つの小学校の教育環境改善を目的として、学校規模に起因する課題の解決に向けた方策を協議し具体的な提言をまとめるため地域検討会を設置する。

（名称）

第2条 この会の名称を二葉中学校区・舟栄中学校区内小学校地域検討会（以下、「検討会」という。）とする。

（委員及び組織）

第3条 この検討会は、二葉中学校及び舟栄中学校の各校区内の次の各号に示す団体より選出された者を委員とする。

- (1) コミュニティ協議会
- (2) 小中学校保護者会
- (3) 教育関係団体等

2 委員から、会長1名、副会長若干名を委員の互選により選出する。

3 委員の任期は特に定めない。

（会長等の任務）

第4条 会長は、この検討会を統括する。

2 副会長は、会長を補佐して検討会の運営にあたり、会長に事故あるときは、その職を代行する。

3 その他、会長の認めるところにより必要な役職をおき、その任務は会長が定める。

（会議）

第5条 この検討会の会議（以下、「検討会議」という。）は会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 検討会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 会長が必要と認めた者は検討会議に出席し、会長または委員の求めにより発言することができる。

（部会）

第6条 会長は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会長及び部会員は会長が選任し、会議の承認を得る。

3 部会長は、会長の指示の下、設置された部会を統括する。

4 部会は、会長の許可を得て部会長が召集し、部会員の過半数をもって成立する。

5 部会における会議（以下、「部会議」という。）の内容は、部会長が会長に報告、了承を得るものとする。

（会議等の公開）

第7条 この検討会議及び部会議は、公開を原則とする。

2 検討会議及び部会議は、出席委員の過半数の同意により非公開とすることができる。

（その他）

第8条 この規程に定めるものの他、検討会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

2 この規定は、委員の3分の2以上の同意によって改訂できる。

3 検討会の事務局を、新潟市教育委員会教育総務課企画室に置く。

附則

この規程は、平成24年7月10日より施行する。